

令和7年度環境配慮契約法基本方針改定に係るパブリックコメント意見及び対応方針

No.	対象箇所	意見要旨	対応方針
1	全般	<p>この改定案は改悪であり反対。理由は、以下のとおり。①CO2以外の温室効果ガスや排出物質への言及が削除され、環境全体の改善につながらないこと、②2050年実質排出ゼロ目標が削られ、短期目標にすり替えられて脱炭素への努力を放棄していること、③国際協力の理念が削除され、日本単独では温暖化対策にならないこと、④再生可能エネルギー評価に価格が併記され、原発や化石燃料が有利になる恐れがあること、⑤再エネ100%を一律に評価除外すると環境破壊型発電まで含まれる危険があること、⑥地域別検討が削除され、大都市の大企業に入札が集中する恐れがあること、⑦「地域共生」の基準が曖昧で再エネ導入を阻害しかねないこと、⑧地域共生を再エネだけに求めるべきではない。</p>	<p>①②③ 本改定案は「あらゆる分野において、温室効果ガス等環境への負荷の原因となる物質（以下「温室効果ガス等」という。）の排出の削減を図る必要がある」としております。また、短期目標のみを示す意図はありませんが、2050年ネット・ゼロについても記載することといたします。 現行の基本方針においても「国際協力の理念」に関する明示的な記述はありませんが、国際協力に関する理念や方針は、環境基本計画、地球温暖化対策計画などの上位計画で体系的に位置づけられております。</p> <p>④ 裾切り基準を満たした事業者の中から価格競争により落札者を決定する現行の裾切り方式より、総合評価落札方式において、環境配慮と価格を考慮した上で、総合的に評価することができるため、ご懸念の点はあたらないと考えます。</p> <p>⑤⑥ 本改定案は再生可能エネルギー電気100%の調達を推奨しております。ご懸念の点については、地域共生が図られていない発電施設で発電された電力の調達回避を明確にしています。 また、地域の実情を踏まえ、供給区域ごとの検討は必要に応じて引き続き可能です。</p> <p>⑦ 基本方針においては電気の供給を受ける契約の大枠である基本的事項を定めており、具体的な内容は基本方針解説資料及び運用のための関連資料等で示すこととしております。このため、ご意見の内容については別途運用に向けた資料として提示いたします。</p> <p>⑧ 再生可能エネルギーの調達を推進していく中で、地域と共生していない発電の施設の例も報告されていることから、このような記載を設けております。</p>

No.	対象箇所	意見要旨	対応方針
2	電気契約他	<p>本改定案に対し、排出権取引などの市場メカニズムは抜本的削減や技術革新を促しにくく「免罪符」となり得る限界があるため、政府調達を梃子に直接的・生態系ベースの対策へ転換し、具体的には①電気供給の総合評価で係数低減・再エネ割合・追加性に加え、深海冷水汲み上げ（海洋アップウェリング）の実証・導入を評価項目化、②建築物調達で集中冷房（District Cooling）の優先導入により10～30%の効率化とピーク抑制を図り、③土地調達・維持管理で協生農法（Synecoculture）を優先して生物多様性と炭素貯蔵を評価に組み込み、直接的な冷却・緑化・効率化を国が率先して契約へ組み込むことで民間波及と温暖化対策の実効性を最大化するよう強く求める。</p>	<p>いただいたご提案は、深海冷水汲み上げについては技術成熟度や効果測定方法、海洋生態系への影響評価、統一的な比較指標が現段階では確立しておらず、調達評価へ直ちに組み込むことは困難です。District Coolingも適用可否が建物条件や地域条件に大きく依存し、一律の優先導入基準を設けるためには更なる検討が必要であると考えます。また、協生農法についても、生態系条件の多様性や成果評価の難しさ、比較基準や検証手法の不足などから、特定手法を優先する規定を現時点で設けることは難しい状況です。いずれも今後の研究や評価手法の進展を注視し、必要に応じて検討を進めてまいります。</p>
3	電気契約	<p>メガソーラー対策パッケージに基づく環境配慮契約法基本方針の改正には賛同するが、「地域共生が図られていない発電施設」という表現は曖昧であり、法令違反との関係整理や、電力調達を避ける具体的手法・定義・把握方法・事後対応を明確化すべきと要望している。</p>	<p>ご意見の内容については別途運用に向けた資料として提示いたします。具体的な内容については「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ（大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議決定）」との整合も踏まえ、提示することとします。</p>
4	電気契約	<p>現行案では「再生可能エネルギー電気の割合」という文言が明示されておらず、令和5年閣議決定の基本方針から後退した印象を与えるうえ、公的機関における再エネ電気導入を実務上進めにくくすることから、令和7年12月26日開催の令和7年度環境配慮契約法基本方針検討会（第3回）資料4との整合も踏まえ、評価項目として「再生可能エネルギー電気の割合」を明確に位置付けるべきである。</p>	<p>現行の裾切方式において、調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は、仕様書等に明記することとしております。総合評価落札方式における評価に当たっては、調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合を標準点を獲得するための必須条件、加算点における評価項目としていますので、現行の裾切方式と同様に重視しています。また、小売電気事業者の再生可能エネルギーの導入状況についても加算点の必須の評価項目としています。このため、原文のとおりとします。</p>

No.	対象箇所	意見要旨	対応方針
5	電気契約	<p>意見1：「再生可能エネルギー電源の調達に際しては、地域共生が図られていない発電施設で発電された電力の調達を避けることとする」について、検討会資料では「電力供給契約の仕様書例（イメージ）」と記載があるが、各省庁共通かつ自治体や民間企業が活用できるよう、基本方針において具体的に記載すべき。</p> <p>意見2：FIT法違反についても追記すべき。</p> <p>意見3：原子炉等規制法違反についても記載すべき。具体的には、基準地震動の改ざん等の悪質な行為が確認された電気事業者は一定期間入札対象外とすることを明文化すべき。</p>	<p>意見1について 基本方針においては電気の供給を受ける契約の大枠である基本的事項を定めており、具体的な内容は基本方針解説資料及び運用のための関連資料等で示すこととしております。このため、ご意見の内容については別途運用に向けた資料として提示いたします。</p> <p>意見2、3について 今般の基本方針の改定において、意見1の回答のとおり、具体的な内容については「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ（大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議決定）」との整合も踏まえ、提示することとします。</p>
6	電気契約	<p>総合評価落札方式において公正な競争確保と安定供給可能な事業者確保を両立するためには、環境省が評価項目や配点に関する最低限の客観的指標を提示するとともに、再エネ電源調達に関する「地域共生が図られていない」という曖昧な基準は削除するか、法令違反の有無や事業計画策定ガイドラインへの適合性など明確で客観的な判断基準を示すべきである。</p>	<p>基本方針においては電気の供給を受ける契約の大枠である基本的事項を定めており、具体的な内容は基本方針解説資料及び運用のための関連資料等で示すこととしております。</p> <p>ご指摘の公正な競争確保、安定供給可能な事業者の確保については、現行の裾切り方式においても基本方針の最初の閣議決定（平成19年11月）から運用しており、特段の不都合があったとの報告はありません。</p> <p>また、ご意見の内容については別途運用に向けた資料として提示いたします。具体的な内容については「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ（大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議決定）」との整合も踏まえ、提示することとします。</p>